

令和3年10月21日(木)

## 開会（午前9:54）

### ○渡辺秀敏委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、補正予算4件、条例の一部を改正する条例2件の計6件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

### ○高橋副市長

おはようございます。朝晩めっきり寒くなってきました。昨日10月20日から準備が整った医療機関においては、マイナンバーカードが健康保険証として使えることになった。5,000円分のマイナポイントの付与を特典として国が進めてきたが、9月末現在で胎内市の取得率は36.17%（申請して受け取ってない方含む）、新潟県では、37.35%、全国では45.75%で県、胎内市は若干低調ぎみである。今月1日から市においても多くの方に取得していただきたいということから企業、団体で5人以上まとまると職員が出張して受け付けることを行っている。もし、皆さまの知り合いや団体があれば、担当課までお話いただきたい。

本日は補正予算が4件、条例の一部改正が2件ということによりよくご審議願いたい。

## 議第68号 令和3年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

### 須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億882万円を追加し、その総額を32億3,742万円といたしたくお諮りするもの。

歳出の主なものについて説明する。第1款総務費においては、人事異動等に伴い、給与費及び共済費を減額した。第5款基金積立金においては、令和2年度の決算において生じた剰余金の一部を国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てるもの。第7款の諸支出金については、令和2年度の精算分として、保険給付費等交付金返還金及び災害等臨時特例補助金返還金、及び一般会計繰出金を計上しました。

次に歳入について説明する。第5款の繰入金は職員の給与等を減額したことに伴い一般会計からの繰入金を減額した。第6款の繰越金は前年度の決算に伴い、前年度繰越金を増額したもの。

### 質疑

#### ○薄田 智委員

基金に積み立てるという説明があつたが、金額9,500万円ですか。そうすると基金の残高はいくらになるのか。もう一つは、今回黒字だったから基金に積み立てると思うが、主だった黒字の要因については。

○須貝市民生活課長

基金残高については、令和2年度末では、1億462万3,498円でそこに今回9,500万円積み立てると合計1億9,962万3,498円になる。次に前年度剰余金が生じて積立ができた要因として、大きなところで不測の事態に備え計上していた予備費6,200万円ほどあったがこれを使うことなく決算ができたということ。また、保険税が予算よりも4,000万円弱余計に収入できたということで、その剰余金が1億2,000万円ほど出たので、今回積立金として9,500万円お願いするもの。

○薄田 智委員

基金が約2億円ということだが、目標があるのであれば目標額を教えてください。また今回黒字だった部分でこれは、一過性のものなのか。それとも保険料をある程度高く見積もっているのか。見解は。

○須貝市民生活課長

目標額であるが、先程の積立金9,500万円を積むこととなると被保険者1人当たり直すと3万2,000円ほどになる。この数字を令和2年度の各市町村の基金残高に落とし込んでみると30市町村中、上から13番目で、だいたい中位になる。これは、どの程度まで目標額を持つかではなくて、基金の残高が多ければ多いほど不測の事態に対応できる財源になるので、できるだけ剰余金があれば積み立てていきたいと考えている。あと、積立金が一過性かということについては、保険税はその年度の所得の水準によってかなり上下する場所がある。保険税率は、ここ何年据え置いてできるだけ被保険者に負担をかけないように考えてきた。保険税の見込みも所得によって上下するので、その分大きくなったり下回ったりするが上回った場合には、それを基金に積み立てていきたいと考えている。支出の必要な部分は使って、それ以外は抑制を図りながら進めていきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第69号 令和3年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ58万6千円を追加し、その総額を3億3,108万6千円とするもの。歳出から説明する。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は令和2年度の精算分をを計上。第3款諸支出金

についても同様に令和2年度精算分として、一般会計繰出金を計上したものの。  
歳入については、令和2年度の決算に伴い、繰越金を増額したものの。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第70号 令和3年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,878万3千円を追加し、その総額38億2,028万4千円とするもの。

歳出から説明する。第1款総務費第1項総務管理費では、介護保険事業に従事する職員の人事異動等に伴い、給料、職員手当を81万増額するもの。第3款地域支援事業費では、介護予防事業に従事する職員の昇給に伴い、給料・職員手当等を11万4千円増額するもの。次に、第4款基金積立金では、前年度事業費の精算に伴い、介護給付費準備基金への積立金を9,706万6千円増額するもの。なお、補正予算後の基金積立額総額は、3億9,832万5,188円になる。次に第6款諸支出金では、前年度の給付実績に伴い、1項2目償還金で国及び県の負担金の精算による返還金を4,434万7千円増額し、2項繰出金で一般会計への精算に伴う繰出金を2,644万6千円計上した。

次に歳入について説明する。第3款国庫支出金2目地域支援事業交付金では、歳出の介護予防事業に従事する職員の給与等の補正に伴う増額である。次に、第4款支払基金交付金及び第5款県支出金についても第3款と同じく職員の給料等の補正に伴い、法定負担割合に基づく増額である。第7款繰入金1項一般会計繰入金2目地域支援事業繰入金では、同様に職員の給料等の補正に伴う増額であります。3目その他一般会計繰入金では介護保険事業に従事する職員手当等の補正に伴う増額である。4目低所得者保険料軽減繰入金は、この軽減に係る国、県の交付額が決定したことに伴う増額である。次に、第8款繰越金では、前年度決算における繰越額の確定に伴い増額するもの。

## 質疑

### ○丸山孝博委員

先程の国保もそうだが、約1億円近い積み立てをして約4億円になるという説明であったが、1億近い金額を積み立てることになることについて、見通しが甘かったのではない

かと思う。その辺の見通しはどうだったのか伺う。

○須貝福祉介護課長

見通しについては、これまで毎年基金の積み立てがありといったところで年によって変動はあるが1億円くらいの積立というのはこれまでもあった。見通しとして予算通りとならなかったとしても、他市町村の基金の積立状況からしても、ここはより多くというと考えている。県内の積立額の状況を見ても胎内市はかなり下位にあるので、その辺は介護予防対策も功を奏しての部分もあると認識している。

○丸山孝博委員

今年度から3年間、8%値上げした。私も今年から65歳になって介護保険料がいっぱいになってビックリして、大変切ない思いをしているが、1億円を積んで4億円残すということ加入者にしてみればその分還元して欲しいと、値上げしなくていいではないかということ春の第1回定例会の予算審議でも3年間で2億円あれば大丈夫だと言われていたにも関わらず値上げをした。そのような見通しとして、上げなくてもさらに今回9,700万円も積むのだから値上げしなくても良かったという、そういう見通しはなかったのかということを含めて先程から聞いている。コロナ禍でこれだけ負担増になると大変だという声が聞こえてくる。その市民の声が本当に届いているのかと思うが、見解は。

○須貝福祉介護課長

基金は、いざという時のためにあるので、2億円を取り崩して保険料を安くという話だが、他市町村の状況をみるとかなり基金を取り崩して、保険料を据え置いたり、引下げ額を大きくするなどの状況にある。新発田市を例にとると、今回基金を3億2,100万円ほど取り崩して対応していた。先ほど申したようにある程度の基金は必要になってくる。また、これが介護保険の制度設計上、今後も保険料の上昇していく部分がある。この基金は3年度の見直しの時点で状況によっては取崩しに充てることも可能であるので今後の対応を考えていきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第71号 令和3年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）

池田健康づくり課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ214万6千円を追加し、その総額を5,864万6千円とするもの。

歳入については、前年度の決算の確定に伴い、繰越金を増額した。歳出については、第1款衛生費1項保健衛生費1目医科診療費において、へき地診療所運営事業補助金返還金を計上した。これは、へき地保健医療対策事業の一環として、県から医科診療に伴う運営費の一部を補助いただいているが、前年度の補助金の精算により、返還金が生じたもの。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第78号 胎内市営住宅条例の一部を改正する条例

### 須貝福祉介護課長説明

これは、市営住宅の内、東牧に所在する昭和49年度に建設し、47年経過した1棟5戸について老朽化が進み修繕も困難な状況にあり、住宅として提供することができないことからこのたび「胎内市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅としての用途を廃止するものである。なお、用途を廃止予定の住宅は、議第67号令和3年度胎内市一般会計(第10号)において、今年度解体するための測量設計委託料、及び工事請負費を計上している。また、解体後の土地の用途については、周辺の市営住宅への対応を含め、今後検討していくこととしている。

## 質疑

### ○薄田 智委員

解体予定の住宅の周辺にも同じような市営住宅があるが、それらの今後についてと住宅への需要はないのか。

### ○須貝福祉介護課長

今回の取り壊しを予定している住宅の隣、東牧6号から10号は、昭和50年度に建設された。また、その下に位置する住宅は昭和51年に建設された建物である。老朽化の状況は同様に進んでいるが隣の5戸については、5戸中4戸が現在も入居中である。また、その下に位置する住宅では半分が入居している状況であって長寿命化計画においては、耐用年数40年をとうに過ぎた状況であり計画においては、空けば取り壊しを進めていきたいと考えている。また、入居希望者については、現在の入居待機者は、6月時点では29人が待機

していたが、現時点では17人。1年前に比べると半減している。また、待機者17人の内、15人が二葉町の市営住宅を希望している状況から、待機者はゼロではないが、空いている住宅にお入りいただくということで黒川地区においては、それほど待たなくても入居できる状況である。

○薄田 智委員

40年以上経過した住宅については、かなり老朽化が進んでいると思うので、よく状況を見極めて計画することが大事なのでよろしくお願いしたい。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第79号 胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 質疑

○丹後こども支援課長説明

条例の基準となる内閣府令が改正されたことに伴い、当該内閣府令の規定と整合を図るべく所要の改正を行うもの。改正の主な内容として、特定教育・保育施設の事業者等が行う利用者への説明や記録の作成、保存等において、書面に代えて、パソコン等による説明やデータの記録、保存など電磁的方法による対応を認めることについて、条文として規定し直すもの。

○丸山孝博委員

保育施設の事業者等が行う利用者への説明や記録の作成、保存等についてだが、これはどういうことを想定しているのか。

○丹後こども支援課長説明

事業者等が行うものとして、その施設を利用しようとする方に対して、園の概要とか、職員の配置状況など説明する際に、書面ではなくパソコンなど電子データを使いながら説明することなどを想定している。

○丸山孝博委員

これは、市内には例がないということでよいか。

○丹後こども支援課長説明

このたびの、胎内市特定教育・保育施設というのは、市内にある認定こども園や保育所等も該当する部分であって今までも市内のこども園・保育園では入園希望者に対して保育園の内容に対する説明をパンフレットを使用して行っていたが今後、希望があれば電磁的方式でも説明することができるようにするもの。

○丸山孝博委員

そうすると、公立ではなく、民間が中心になるということで理解してよろしいか。

○丹後こども支援課長説明

主な事業者というのは民間になるが、公立も同じように説明を行うということである。

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

**閉会（10:36）**